

第16の2 誘導標識

1 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「中輝度蓄光式誘導標識」とは、JIS Z8716 の常用光源蛍光ランプD65 により照度 200Lx（ルクス）の外光を 20 分間照射し、その後 20 分経過した後における表示面（イにおいて「照射後表示面」という。）が $24\text{mcd}/\text{m}^2$ （ミリカンデラ毎平方メートル）以上 $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。
- (2) 「高輝度蓄光式誘導標識」とは、照射後表示面が $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。

2 機器

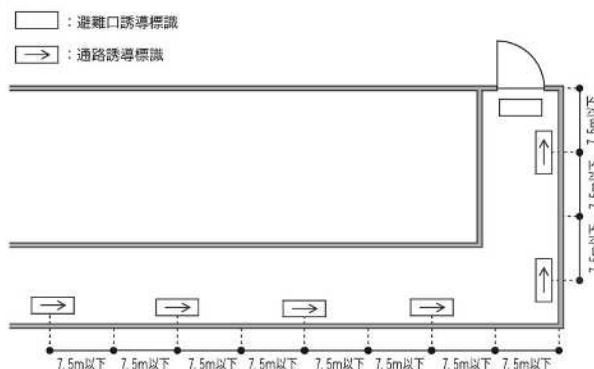
誘導標識は、誘導灯告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

3 中輝度蓄光式誘導標識

中輝度蓄光式誘導標識の設置は、省令第 28 条の 3 第 5 項の規定によるほか、次によること。

(1) 設置位置等

- ア 避難口に設ける中輝度蓄光式誘導標識は、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げる避難口の上部等に設けること。
- イ 廊下又は通路に設ける中輝度蓄光式誘導標識は、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及び曲がり角の床又は壁に設けること。（第 16 の 2-1 図参照）



【第 16 の 2-1 図】

- ウ 階段又は傾斜路に設ける中輝度蓄光式誘導標識は、特に避難の方向を指示する必要がある箇所に、設けることとする。
- エ 自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。

(2) 設置要領

- ア 容易にはがれないよう接着剤、両面テープ等で固定すること。▲
- イ 設置環境及び設置場所（床面に設置するもの又は壁面に設置するもの。）を踏まえ、必要に応じて、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものを使用すること。▲

4 高輝度蓄光式誘導標識

高輝度蓄光式誘導標識は、省令第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項第 2 号、第 3 項第 3 号、省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の 2 及び第 10 号並びに誘導灯告示によるほか、次によること。

(1) 共通事項

ア 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度等

- (7) 誘導灯告示第 3 第 1 号(3)及び第 3 の 2 第 4 号に規定する「性能を保持するために必要な照度」としては、停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、概ね

100mcd/m²以上（省令第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号の規定において高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離が概ね15m以上となる場合にあっては20分間経過した後の表示面が概ね300mcd/m²以上、省令第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては60分間経過した後の表示面が概ね75mcd/m²以上）の平均輝度となる照度を目安とすること。（第16の2-1表参照）

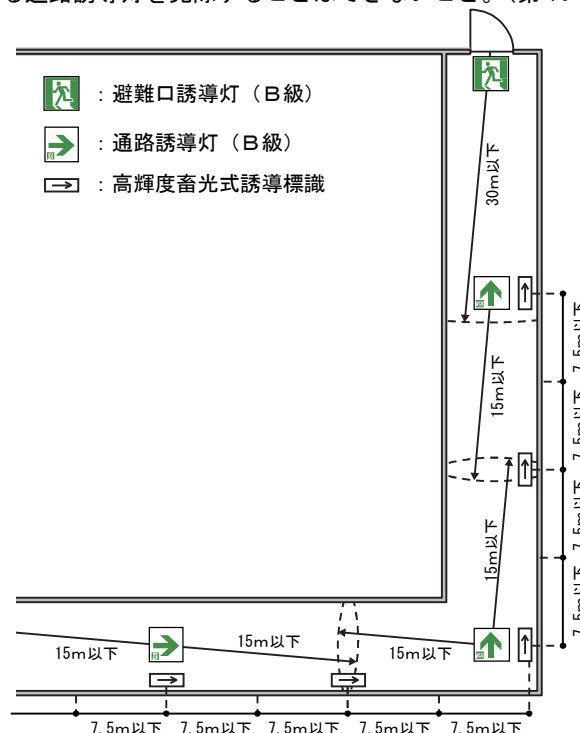
【第16の2-1表】

防火対象物の区分		照明が消灯してから20分間経過した後の輝度（単位：mcd/m ² ）
省令第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号	小規模な路面店等	概ね100mcd/m ² 以上（避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離が概ね15m以上となる場合にあっては、概ね300mcd/m ² 以上）
省令第28条の3第4項第3号の2	個室型遊興店舗	概ね100mcd/m ² 以上
省令第28条の3第4項第10号	大規模・高層の防火対象物等	概ね100mcd/m ² 以上（照明が消灯してから60分間経過した後の表示面が概ね75mcd/m ² 以上）

- (イ) 無人の防火対象物又はその部分についてまで、照明器具の点灯を求めるものではないこと。
- (ウ) 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度を確保することができない場合にあっては、誘導灯又は光を発する帯状の標示等により誘導表示を行うことが必要であること。

イ 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識

- (7) 誘導灯告示第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さが概ね1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。
- (イ) 誘導標識の材料は、誘導灯告示第5第3号(1)に「堅ろうで耐久性のあるもの」とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面、巾木等に設ける高輝度蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものにあっては、耐摩耗性や耐水性を有するものを設置すること。●
- (ウ) 省令第28条の3第4項第3号の2及び第10号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。（第16の2-2図参照）



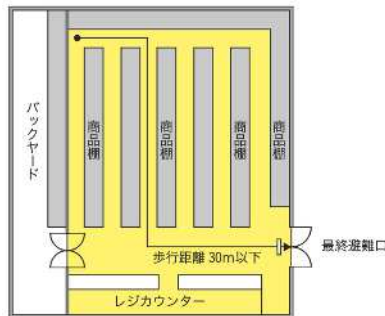
【第16の2-2図】

(2) 小規模な路面店等（避難が容易な居室における避難口誘導灯を要しない関係）

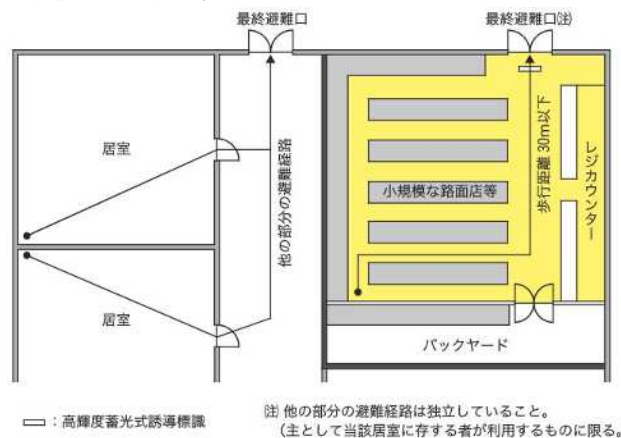
省令第28条の2第1項第3号ハに規定する避難口誘導灯の設置を要しない居室（以下この項において「小規模な路面店等」という。）に設置する高輝度蓄光式誘導標識は、次によること。

ア 小規模な路面店等における高輝度蓄光式誘導標識の設置例（第16の2-3図参照）

（単独建屋の場合）



（防火対象物の一部に当該居室が存する場合）



【第16の2-3図】

イ 小規模な路面店等の要件

省令第28条の2第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、政令別表第1(1)項から(10)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの（省令第28条の2第1項第3号関係）

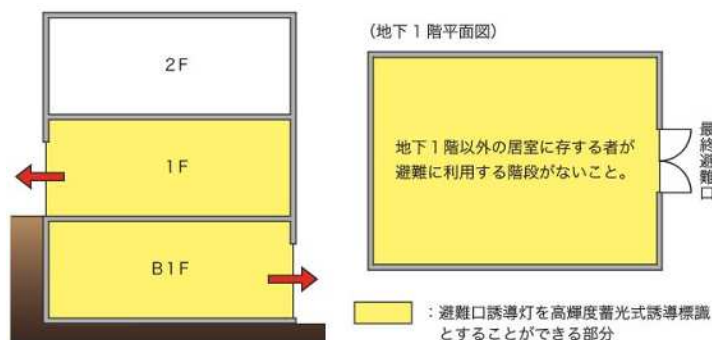
なお、ここでいう「居室」とは、地階及び無窓階に存する居室（例えば、傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面しているもの等）も、当該規定の要件に適合すれば設置することを要しない居室の対象となるものであること。（第16の2-4図参照）

(ア) 最終避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有すること。

なお、ここでいう「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等）。

(イ) 室内の各部分から、最終避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該最終避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

(ウ) 高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。



【第16の2-4図】

ウ 高輝度蓄光式誘導標識は、次により設けられていること。(誘導灯告示第3関係)

- (7) 最終避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。
- (イ) 性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。
- (ウ) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。
- (エ) 前イ(イ)の最終避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離が概ね15m以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するため、次式により求めた値を目安として、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

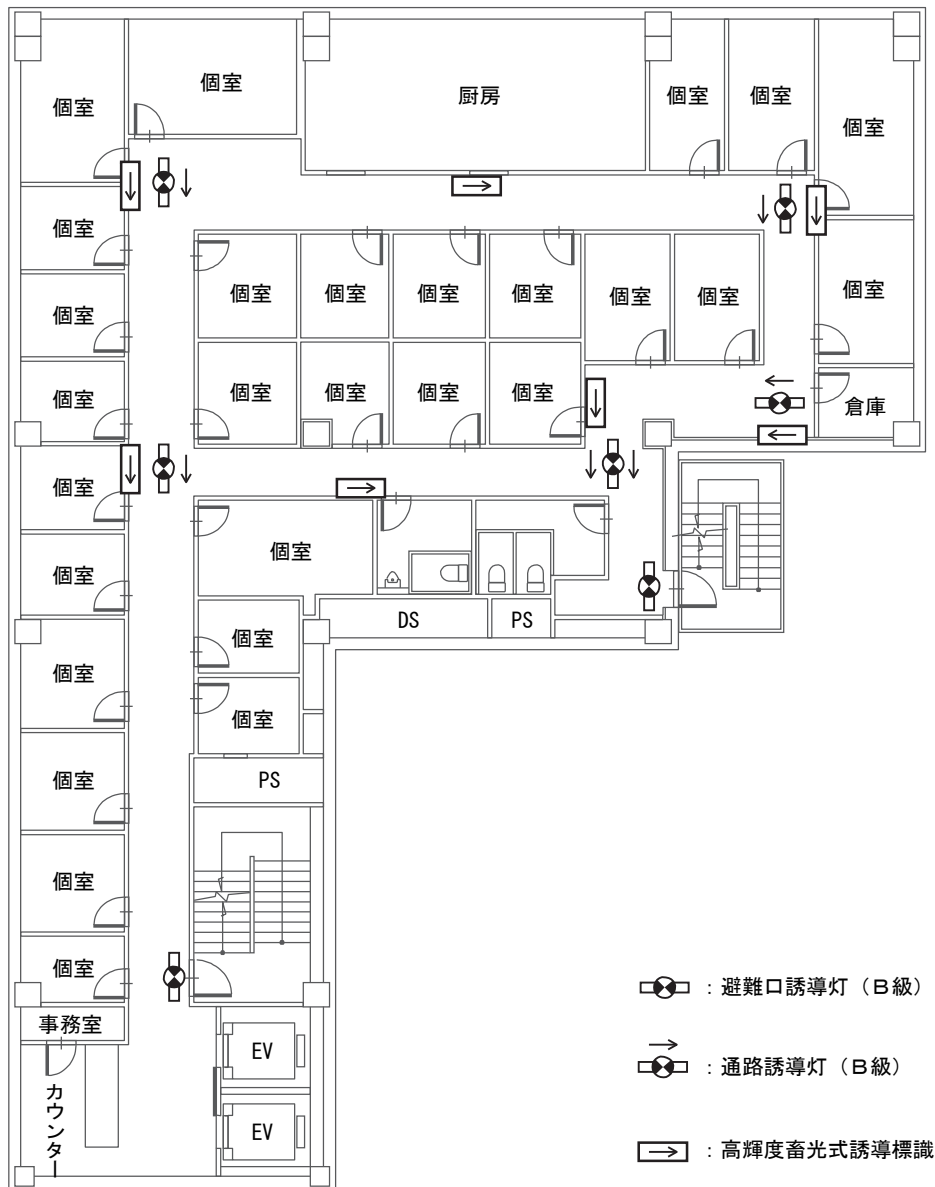
D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離（m）

h：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（m）

(3) 個室型遊興店舗（通路上の煙の滞留を想定した床面等への誘導表示関係）

省令第28条の3第4項第3号の2ただし書きに規定する通路誘導灯を補完するために設けられる高輝度蓄光式誘導標識は、次によること。

ア 政令別表第1(2)項ニ及び(ロ)項イに掲げる防火対象物（同表(ロ)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。）（以下この項において「個室型遊興店舗」という。）における高輝度蓄光式誘導標識の設置例（第16の2-5図参照）



【第16の2-5図】

イ 省令第28条の3第4項第3号の2ただし書きの規定においては、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。

ウ 高輝度蓄光式誘導標識は、次により設けられていること。(誘導灯告示第3の2関係)

ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあっては、この限りでない。

(7) 床面又はその直近の箇所に設けること。

なお、ここでいう「その直近」とは、床面からの高さが概ね1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。

(イ) 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

(ウ) 性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

なお、個室型遊興店舗においては、避難経路の見とおしが悪く、照明も暗い等の状況が想定されることから、高輝度蓄光式誘導標識等の種別及び設置位置に留意すること。

(エ) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

(4) 大規模・高層の防火対象物等(停電時の長時間避難に対応した誘導表示関係)

省令第28条の3第4項第10号に規定する通路誘導灯を補完するために設けられる高輝度蓄光式誘導標識は、次によること。

ア 大規模・高層の防火対象物等の要件

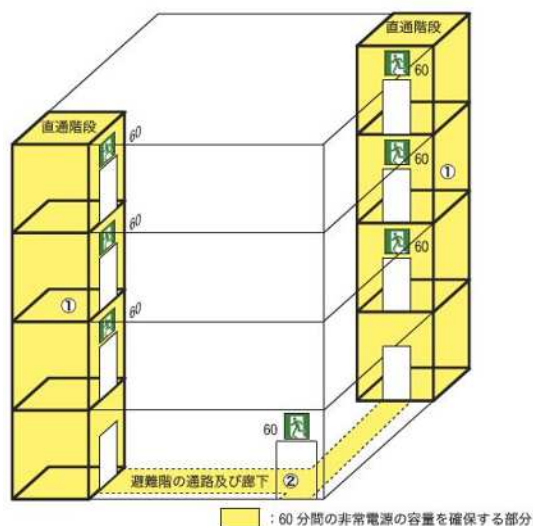
誘導灯の非常電源の容量を60分間とする防火対象物(以下この項において「大規模・高層の防火対象物等」という。)は、政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。(誘導灯告示第4関係)

(7) 延べ面積5万㎡以上

(イ) 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積3万㎡以上

イ 大規模・高層の防火対象物等における高輝度蓄光式誘導標識の設置例(第16の2-6図参照)

(延べ面積が5万㎡以上の防火対象物)



【第16の2-6図】

ウ 省令第28条の3第4項第10号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。

エ 高輝度蓄光式誘導標識は、次により設けられていること。(誘導灯告示第3の2関係)

ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあっては、この限りでない。

(7) 床面又はその直近の箇所に設けること。

なお、ここでいう「その直近」とは、床面からの高さが概ね1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。

(4) 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

(5) 性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

(1) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。